

令和 5年6月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之 殿

員弁郡東員町城山一丁目23-1

医療法人のじり内科消化器内科

理事長 野尻秋彦

電話 0594(76) 5005



決 算 届

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日 期の決算を終了
したので、医療法第52条第1項の規定により、届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 4年 4月1日 至 令和 5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人のじり内科 消化器内科
- ①財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ②社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
- ③基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県員弁郡東員町城山一丁目23-1
- (3) 設立認可年月日 平成 3年7月15日
- (4) 設立登記年月日 平成 3年7月29日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所
診療所	のじり内科消化器内科	三重県員弁郡東員町城山一丁目23-1

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は、同意した事項

令和 4年 5月30日	令和 3年度決算承認
令和 5年 3月25日	令和 5年度の事業計画及び収支予算の決定

(3) その他

特記事項なし

法人名 医療法人のじり内科消化器内科

所在地 三重県員弁郡東員町城山一丁目23-1

財 産 目 録

(令和 5年3月31日現在)

1. 資 産 額	166,223 千円
2. 負 債 額	6,443 千円
3. 純 資 産 額	159,780 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	51,054
B 固 定 資 産	115,169
C 資 産 合 計 (A+B)	166,223
D 負 債 合 計	6,443
E 純 資 産 (C-D)	159,780

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有)

建 物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有)

法人名 医療法人のじり内科消化器内科

所在地 三重県員弁郡東員町城山一丁目23-1

貸借対照表

(令和 5年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	51,054	I 流動負債	6,443
II 固定資産	115,169	II 固定負債	0
1 有形固定資産	23,930		
2 無形固定資産	745		
3 その他の投資	90,494	負債合計	6,443
		純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 資 本 金	34,353
		II 利 益 剰 余 金	125,427
		純 資 産 合 計	159,780
資産合計	166,223	負債・純資産合計	166,223

法人名 医療法人のじり内科消化器内科

所在地 三重県員弁郡東員町城山一丁目23-1

損 益 計 算 書

(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	63,073
2 事業費用	53,861
本来業務事業利益	9,212
事業利益	9,212
II 事業外収益	3,072
III 事業外費用	0
經常利益	12,284
IV 特別利益	16
V 特別損失	15,000
税引前当期純利益	-2,700
法人税等	185
当期純利益	-2,885

監事監査報告書

医療法人のじり内科消化器内科

理事長 野尻秋彦 殿

私は、医療法人のじり内科消化器内科の令和 4 会計年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 5 月 23 日

医療法人のじり内科消化器内科

監事 藤川博幸

